2～5　［略］

別表第一号（第５条関係）

［略］

［注１～31　略］

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　インマルサットＣ型及びインマルサットＤ型の無線設備　150Hz

［削る］

⑵　インマルサットＦ型の無線設備　1,250Hz

⑶　［略］

⑷　［略］

［33～57　略］

ロ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

4～7　［同上］

別表第一号（第５条関係）

［略］

［注１～31　同左］

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　インマルサットＣ型及びインマルサットＤ型の無線設備　150Hz

⑵　インマルサットＭ型の無線設備　1,090Hz

⑶　インマルサットミニＭ型及びインマルサットＦ型の無線設備　1,250Hz

⑷　［同左］

⑸　［同左］

［33～57　同左］

		三三度以上六〇度未満	次に掲げる式による値 $-2-10\log_{10}\theta$ デシベル
		六〇度以上七五度未満	次に掲げる式による値 $51.2-40\log_{10}\theta$ デシベル
		七五度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $-0.41\theta+6.9$デシベル
		九〇度以上一八〇度以下	（ｉ）三〇デシベル
無線高速データによる通信を行うという機能を有しないもの	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾するもの有する機能を	四〇度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $38-25\log_{10}\theta$ デシベル
		九〇度以上一八〇度以下	（ｉ）一二デシベル
	空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾するもの有しない機能を	三〇度以上一一〇度未満	次に掲げる式による値 $39-27\log_{10}\theta$ デシベル
		一一〇度以上一八〇度以下	（ｉ）一九デシベル